

Press Release

2020年6月18日
日本公認会計士協会

「税制の在り方に関する提言」、「令和3年度 税制改正意見・要望書」及び 「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望 税制改正意見・要望書 別冊」 の公表について

日本公認会計士協会は、2020年6月4日に開催された常務理事会の承認を受けて「税制の在り方に関する提言」(以下「提言」という。)\「令和3年度 税制改正意見・要望書」(以下「税制改正要望書」という。)及び「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望 税制改正意見・要望書 別冊」(以下「復興税制要望」という。)を公表しましたのでお知らせします。

提言は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うもので、本提言による税制の新設・変更等により社会的問題の解決の一助となり得るものです。一方、税制改正要望書は、主に現行税制の問題等に関する意見・要望と位置づけています。また、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその防止策が世界規模に及ぶ未曾有の事態が生じ、我が国経済も影響を受けていることを踏まえ、復興税制要望を策定しました。

本年の特に重要な事項は、以下のとおりです。

緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望について

- 【復興税制要望 1.(1)】失業者の増加を抑えるため地域を限定しない新たな雇用促進税制を創設すること
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の自粛や、テレワークやオンライン会議の活用など新しい生活様式が導入される中、産業構造の急激な変化により大量の失業者が発生することが取り沙汰されている。一方で、生活様式の変化を捉え今後成長する分野や影響を比較的受けにくい分野も存在するため、雇用の維持だけでなく成長性の高い分野への人材のシフトを促し、その成長を後押しするような制度も必要である。
そこで、失業者の増加は全国的な傾向であることから、現在の地域を限定した雇用促進税制に加え、経済復興が確実とされるまでの間、地域を限定しない雇用促進税制を速やかに創設されたい。また、その適用要件はいたずらに厳格化せず、企業の利便性に配慮したものとされたい。
- 【復興税制要望 2.(1)】オープンイノベーション促進税制及びエンジェル税制類似の制度を創設すること等により企業救済のためのM&Aを後押しすること

事業活動の自粛や新しい生活様式の導入により、業種によっては業績が急激に悪化するとともに回復に多大な時間を要する事態となっている。このような状況下では、融資による資金繰りの支援のみならず、企業救済のためのM&Aによる資本増強の支援も有用である。これを税制面で支援するため、ベンチャー企業に対する出資に適用されているオープンイノベーション促進税制やエンジェル税制のような制度を創設し、企業救済のためのM&Aに係る出資を行った者の法人税又は所得税の計算上の所得から出資額のうちの一定額を控除できることとされたい。

また、同様の理由で、適格組織再編成における被合併法人等の繰越欠損金の引継ぎ制限の要件を緩和することや、グループ通算制度における親法人の制度開始前欠損金を子法人の所得から控除可能とすること(税制改正要望書12頁)といった措置を講じられたい。

- 【復興税制要望 1.(1)】青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除における控除限度額を撤廃すること

経済活動の停滞により、法人はその規模を問わず類例のない収入減少及び支出増大の危険に晒されており、かつ、その危険は今後数年にわたり継続すると予測されている。そのような中、現在は中小法人等以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除には50%の控除限度額が設けられているが、単年で解消しない繰越欠損金を有するような状況の法人にとって、事業上の危険が高まる今後数年の間、法人税の負担感が従来よりも重いものとなる。そこで、法人の規模にかかわらずその資金繰りを支援するため、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の控除限度額を撤廃されたい。

- 【復興税制要望 1.(2)】所得を課税標準とするのではない地方税を広く減免すること
多くの事業者は収入減少又は支出増加の事態に直面しており、手元資金に不安を抱えている。このような局面において、厳しい経営環境にある事業者に課されることとなる、所得を課税標準とするのではない地方税については、広く減免されるべきである。具体的には、自動車税、軽自動車税、事業所税等の各税目について経営状況に応じて減免されるよう所要の措置を講じられたい。

イノベーション(ベンチャー)創出税制について

- 【提言 2】起業家を多数輩出するための教育資金に関する新たな税制の導入及びスタートアップ企業の成長を促す税制を構築すること
- 【税制改正要望書 3】ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること

国際競争力を高めるためには、新たなビジネスが創出される環境を税制面においても整えていくことが必要である。多くの起業家を輩出するための施策として教育投資は重要と考え、税制の手当てとして、例えば次のような施策を提言する。

海外留学や起業家を支援する基金を新たに設立した場合の当該基金への資金拠出や起業家養成のための教育プログラムを実施している教育機関に対する資金拠出に関して、

法人税において全額損金算入を認めるとともに、選択的に一定割合の税額控除を認める税制を整える。このような税制を整備して企業の内部留保を社会に還元することを通じて、将来の我が国の国際競争力を高めることが可能と考える。また、個人においても、拠出した資金を所得税において税額控除として認める制度を制定することで起業家養成に関心のある個人の要請に応えるとともに、所得の再配分にも寄与できると考える。

次に、起業後のスタートアップ企業が経済の好循環に寄与するためには、スタートアップ企業及びビジネスパートナーの両者にインセンティブを働かせる税制の設計が必要と考える。例えば、創業から数年間法人税を減免する措置の創設、スタートアップ企業と組んで研究開発を行う企業に対する税制上の優遇拡充、イノベーションが創出される研究開発投資に関する給付金付税額控除制度の導入などが考えられる。

また、個人がベンチャー企業に対し投資をした際の所得税の優遇税制について、今後も継続的にエンジェル投資が促進されるよう、他の所得との損益通算や税額控除制度との選択適用といった対応も検討され、より活用されやすい制度とすることが期待される。

事業承継税制について

- 【税制改正要望書 2】事業承継税制の適用状況を把握し、中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

平成30年度税制改正で大幅に改善された事業承継税制の特例ではあるが、中小企業の円滑な事業承継に資するべく、引き続き特例の適用状況の把握をこまめに行い、事業承継の後押しという目的が達成されないような状況であれば、特例要件の見直し、特例期間の延長・恒久化、親族外承継に関する課税上の取扱いの見直し等を積極的に検討されたい。

また、平成31年度税制改正で創設された「個人版事業承継税制」についても、特例の適用状況や実務上の課題等を踏まえ、必要な見直しを検討されたい。

インボイス制度について

- 【税制改正要望書 4(2)】インボイス制度の導入及びその適用時期は、事業者の事務負担等や経済環境に十分配慮すること

前段階控除の仕組みを適正に機能させるために、2023年10月1日よりインボイス制度の導入が予定されているが、本制度の下では、仕入税額控除の適用要件として適格請求書の保存が必要とされていることから、受領した請求書が適格請求書であるか否かを確認するなどの新しい事務負担が生じることとなる。

そこで、本制度導入時点においては、多くの事業者が適格請求書発行事業者に登録するものと考えられることから、導入時点での課税事業者は原則として適格請求書発行事業者として自動的に登録される措置を講じるなど、事業者の負担に配慮されたい。

また、経済環境に配慮しつつ、特に小規模事業者が取引から排除されることのないようその適用時期について慎重に判断されるようにされたい。

以 上